

令和元年6月25日
近畿管区行政評価局

〔改善措置状況〕

健康保険被保険者資格証明書の早期交付について

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省近畿管区行政評価局(局長:水上 保)は、次の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議(座長:藪野 恒明 元大阪弁護士会会長)に諮り、同会議において示された意見を踏まえて、平成31年4月8日、日本年金機構近畿地域第一部及び第二部に対して、あっせんを行いました。この結果、令和元年5月10日付けで回答がありました。

【行政相談の要旨】

健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)が交付されるまでの間、その代わりとして使用できる健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)を早く交付してほしい。また、早く交付してもらう方法について教えてほしい。

【当局のあっせん内容】

資格証明書の交付に要する期間は、提出先や提出方法により差異があるため、申請者が提出先や提出方法を選択できるよう、次の事項について、既にホームページに掲載されている内容のほかにも、チラシの配布や窓口への掲出等の方法により周知すること。

- ① 年金事務所に資格取得届及び資格証明書交付申請書を併せて提出し、早期交付を求めると(郵送の場合は早期交付をを求める旨のメモや書面を同封する。)により早く交付されること。
- ② 資格取得届の届出後に急きょ医療機関での受診が必要となった場合には、まずは年金事務所に相談すること。



【日本年金機構近畿地域第一部及び第二部の回答】

資格証明書の交付手続については、原則として年金事務所において即日交付を行うこととし、受付窓口の混雑状況や受付時間により当日中の交付ができない場合には、交付予定日を説明している(注1)。

また、資格証明書の制度の趣旨、提出方法等を一層理解いただけるよう、資格証明書の裏面やリーフレットにそれらの事項(注2)を記載して、周知したい。

(注)1 年金事務所においては、郵送で交付申請があった場合でも、窓口で受け付けた場合と同様に、速やかに資格証明書が作成され郵送されることになりました。

- 2 ①被保険者証が交付されるまでに医療機関での受診が必要な場合は、年金事務所に資格取得届及び資格証明書交付申請書を併せて提出すること、②資格取得届の届出後に急きょ医療機関での受診が必要となった場合は、まずは年金事務所に相談すること、等が記載される予定です。